

特集

交通ルール知っていますか？ 歩くとき・自転車に乗るとき… 令和元年10月より自転車保険義務化！

自転車は便利で身近な移動手段です。しかし、昨今事故を起こすと「ごめんなさい」ではすまない状況になって来ています。事故を起したのが未成年者でも保護者責任が問われ何千万～億円に近い多額の損害賠償金額の支払いを命ずる判決が出ています。

自転車の利用で私達は加害者、被害者どちらにもなる可能性があります。事故を起こし心身及び経済的負担を誰も望みません。神奈川県では条例で令和元年10月から自転車保険に加入することが義務化されました。加入しなくても罰則はありませんが万一の高額賠償金や被害者の治療費などを考えておくことは必要だと思います。



▲初めにパネルを使って警察官から交通ルールを学ぶ子どもたち



▲公園内の模擬道路を交通ルール通りに完走



▲登戸小学校の下校見守りパトロールの方々も参加

自転車に乗る場合は事故を起こして後悔しないよう正しい乗り方や交通ルールを、守る意識が必要です。普段の何気ない行為が事故の原因となります。自転車事故を起こさないため違反行為は止め安全走行を心掛けましょう。

- 自転車は車やバイクと同じ仲間で車道の左端を走らなくてはなりません。
- ヘッドホンをつけたままだと必要な音が聞こえません。
- 携帯電話をしながらの片手走行は操作が不安定になり、夜間ライトの無灯火やスピードの出し過ぎなども万一の場合事故を避ける対応の遅れにつながる恐れがあります。
- 13歳未満の子供にはヘルメットの着用努力義務があります。大人は法律上の努力義務はありませんが安全を心がけて乗る意識が大事です。
- 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者は一定の条件のもと歩道を走れます。

*自転車保険とは自転車向け保険のほか、自動車保険や火災保険の特約としての個人賠償責任保険、PTA保険や各職域での団体保険、自転車安全整備士による点検を受けたことで加入できるTSマーク付帯保険などがあります。（川崎市HPより）



登戸新町町内会

◆「交通安全教室」への取り組み◆

登戸新町町内会（池田京子会長）は好天に恵まれた11月17日（日）登戸第2公園において高齢者、子どもを対象に安全意識の啓発を目的とした「交通安全教室」を開催しました。この「交通安全教室」は町内会と子ども会とのコラボレーションと言うこともあり、大人45名、子ども18名、計63名の参加者があり規模の大きなものとなりました。

「交通安全教室」を企画したのは新町町内会交通部の蓬田亨さんで、「交通安全教室」は次の方々の協力を得て行われました。多摩区役所危機管理担当（内藤さん）、多摩警察署交通課（加藤係長）、交通安全協会（小山事務長）、交通指導員登戸支部（元木さん、原島さん、三平さん）、菅支部（佐藤さん）です。

公園内にはライン引きで模擬コースが描かれ、多摩警察の加藤係長の指導による交通ルールに基づいた自転車の走り方、歩き方、の指導を受けた後、子ども、高齢者に分かれて模擬コースを使った講習が行われました。コースには信号や、カーブ、見通しのきかない曲がり角などが設けられており、高齢者には自転車や、車への注意を考慮した歩き方について、子どもたちは自転車を使って交通ルールを学びました。交通指導員の原島さんから「はい、そこで止まって！、左右を確認、右後ろから来る車の確認もしましょう」などの指導を受け、真剣に取り組んでいる姿が見て取れました。

運転免許証を持っている方は交通ルールについて学んだ経験をお持ちでしょう。しかし

子どもは三輪車を卒業後に親から二輪車を買ってもらい、その後、保護者からきちんとした交通ルールを教えられているとは限りません。過言かも知れませんが、時折歩くのと同じ感覚で自転車に乗っているちびっこライダーも見受けられます。「交通安全教室」開催の大切さを感じました。

交通ルールの変更で自転車は基本的には歩道の通行禁止、車道の左端を走らなければなりません。その走り方について戸惑いを覚えている方が多いと思います。ほぼ毎年開催されている登戸新町町内会の「交通安全教室」の取り組みは、かなり大がかりなもので、大人にも子どもにも交通ルールを学ぶ機会を提供している社会貢献度の高い取り組みとなっていました。

「交通安全教室」が終わった後は、区役所危機管理担当の方から「おみやげ」が配られ、子ども会の保護者の方たちによる豚汁やお餅が振る舞われ、和やかな時間を共有して「交通安全教室」を終えました。